

生食輸発0721第1号
平成28年7月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産まつたけのクロルピリホス及び養殖えびのフラゾリドン並びに米国産セロリの
ビフェントリン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号(最終改正:平成28年7
月11日付け生食輸発0711第3号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、**米国産生鮮セロリにおいて食品衛生法違反
の事例があったことから、下記の食品及び項目について食品衛生法違反の可能性を判断
する目的で、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知
の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)**及び別表第3に下記を追
加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から中国産まつたけのクロル
ピリホスの項及び養殖えびのフラゾリドンの項を削除するので、御了知の上、関係業者
等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・ 地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成28年7月21日	米国	セロリ及びその 加工品(簡易な 加工に限る。)	残留農薬(ビフェ ントリン)	DOLE ASIA HOLDINGS PTE. LTD.(シンガポール)
				DOLE FRESH VEGETABLES, INCORPORATED